ふるさと納税の返礼品確認システム①

1）システム化の概要

地方税法に基づく大臣指定等のために必要な返礼品の適合性確認（地場産品基準に適合するものか確認。）について、市区町村から都道府県を経由して、Excelファイルをメールで送付することにより行っている申請・差戻し・審査・承認（下記参照）を、システムで一元的に運用・管理することで、国及び地方団体の事務負担の軽減等を図るもの。

※ 現在、一部の自治体（3県＋14市町）と共同で、民間システムを試行運用中

2）システム化の対象業務

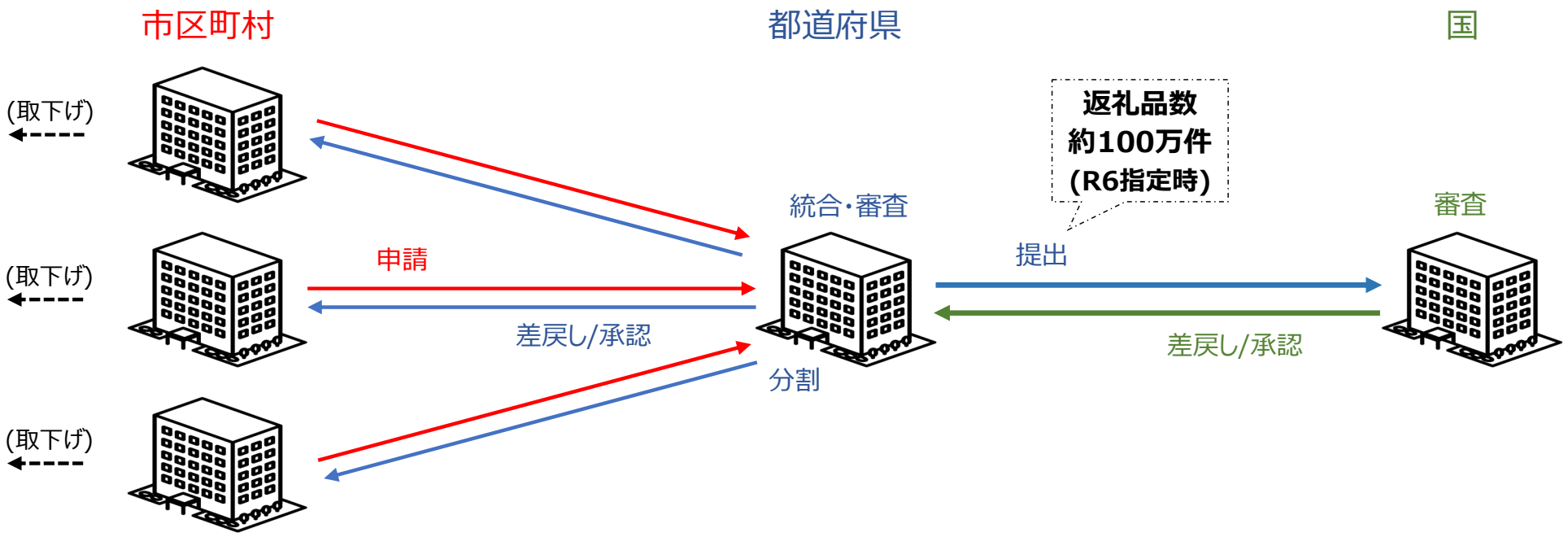

※参考：令和6年度　地方分権改革に関する提案

『･･･市町村が提出する返礼品等の内容に関する書類について、提出及び確認作業をデジタル化・システム化すること。あわせて、･･･都道府県が行う確認等を自動化・省力化すること。（大阪府、山形県、福島県、栃木県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県ほか）』

対応方針：　都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）（37条の2及び314条の7）の返礼品等の確認作業のシステム化については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度に試行的に実施しているシステムの運用状況等を踏まえつつ、確認システムを構築する方向で検討し、令和7年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（令和6年12月24日閣議決定）

ふるさと納税の返礼品確認システム②

3）システム導入の主な内容・効果　※試行運用団体へのヒアリング等に基づく

現状

○ 申請・差戻し・承認の都度、審査様式を添付したメールを作成し、返礼品データを送付する必要。

○ 【都道府県】提出・差戻し・承認の都度、手作業により、市区町村単位のExcelファイルを都道府県単位に統合又は市区町村単位に再分割するとともに、職員がデータを管理する必要。

○ 【国・都道府県】適合性確認プロセスにおいて、過去の類似の返礼品に係る審査内容を閲覧するため、都道府県別又は市区町村別のExcelファイルを、１つのファイルに統合・管理する必要。

○ 【市区町村】個々の返礼品に係る審査の進捗状況を把握するため、電話やメール等により、国や都道府県に対し、都度問合せを行う必要。

システム導入後

○ 審査様式の添付やメール作成を行うことなく、返礼品データのやりとりが可能。

○ 【都道府県】ファイルの統合や分割の作業を行うことなく、都道府県単位でのデータ提出や市区町村単位でのデータ差戻しを行うことが可能となり、職員の手作業によるデータ管理も不要。

○ 【国・都道府県】ファイルの統合作業を行うことなく、全ての返礼品を一元的にデータベース化でき、過去の類似の返礼品に係る検索が容易になる（審査事務や、基準見直しに係る検討作業等が効率化）。

○ 【市区町村】「都道府県審査中」「総務省審査中」「総務省差戻し」「審査完了」等の表示により、問合せを行うことなく、審査の進捗状況を把握可能。

4）スケジュール　※ 今後の検討過程で変更の可能性あり

R６年12月～R７年４月　必要機能の整理

※ 予算要求に必要な仕様の概略を決定

R７年 ５月～R８年３月　調達仕様の調製・確定等

R８年度　システム開発

運用テスト・運用開始

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
必要機能の整理	R6.12～R7.4			
調達仕様の調製・確定等		R7.5～R8.3		

＜システム開発・運用に必要な予算要求＞

システム開発	
運用テスト	
運用開始	